

# 茂原市住民監査請求取扱要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による住民監査請求（以下「請求」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

## (請求の方法)

第2条 請求は、茂原市職員措置請求書（別記第1号様式。以下「請求書」という。）を茂原市監査委員（以下「監査委員」という。）に提出して行わなければならない。

2 請求書の提出方法は、持参又は郵送によるものとする。代理人が持参するときは、請求をしようとする者（以下「請求人」という。）から代理人への委任状（別記第2号様式）を請求書に添付するものとする。

## (請求の受付)

第3条 請求書が提出されたときは、監査委員事務局（以下「事務局」という。）において請求書の記載事項及び添付書類について確認を行い、形式的な不備があるときは、その場で補正を求めるものとし、その場での補正が困難なときは、請求書の再提出を求めるものとする。

2 請求を受け付けたときは、請求書に受付印を押印し、その写し1部を請求人に交付するものとする。前項の規定による再提出が行われたときは、再提出された請求書を事務局が受け付けた日を受付日とする。

3 請求人が複数のときは、事務局において代表者選任届（別記第3号様式）の提出を求めるものとし、その後の請求人に対する通知等は代表者を通じて行うものとする。

## (証拠の提出等に関する意向の確認)

第4条 請求を受け付けたときは、事務局は請求人に対し、次の事項について意向確認書（別記第4号様式）により意向の確認をするものとする。

- (1) 法第242条第7項に規定する証拠の提出及び陳述の機会の付与に関すること。
- (2) 法第242条第8項に規定する陳述の聴取の立会いに関すること。
- (3) 第1号に規定する陳述を行う際の立会人以外の傍聴に関すること。
- (4) 監査結果の公表の際の個人情報の取り扱いに関すること。

## (請求の取下げ)

第5条 請求人は、監査委員の監査終了前においては、請求の全部又は一部を取り下げることができる。

2 請求の取下げは、茂原市職員措置請求取下げ書（別記第5号様式）を監査委員に提出して行わなければならない。

3 取下げのあった請求の全部又は一部については、初めから請求がなかったものとみなす。

(議会及び市長への通知)

第6条 監査委員は、請求を受け付けたときは、直ちに請求の要旨を議会及び市長に通知する。

2 監査委員は、請求が取り下げられたときは、その旨を議会及び市長に通知する。

(住民であることの確認)

第7条 請求を受け付けたときは、事務局において請求人が法第242条第1項に規定する住民であることを住民票、登記事項証明書等により確認するものとする。

2 前項の規定による方法で請求人が住民であることを確認できないときは、事務局は請求人に対し、住民であることを証する書類の提出を求めるものとする。

(要件審査等)

第8条 監査委員は、請求が法令に定める要件（以下「要件」という。）を満たしているか住民監査請求の要件審査表（別記第6号様式）を用いて審査する。

2 監査委員は、請求が要件を満たしていると認められるときは、適法な請求として受理の決定をし、要件を満たしていると認められないときは、不適法な請求として却下の決定又は請求人に対し期間を定め補正を求めることができる。

3 監査委員は、請求人が前項の規定に基づき補正を行い、要件を満たしたと認められるときは、適法な請求として受理の決定をし、期間内に補正を行わない、又は補正したが要件を満たしていると認められないときは、不適法な請求として却下の決定をする。

4 監査委員は、受理の決定をしたときは、その旨を請求人に対して通知するとともに、請求に係る市長その他の執行機関又は職員（以下「関係職員等」という。）に対して監査を執行する旨を通知する。

5 監査委員は、法第242条第4項の規定による停止（以下「暫定的停止」という。）の適否を審査し、暫定的停止を行うことが適当と認めるときは、関係職員等に対して暫定的停止の勧告を行うとともに、勧告の内容を請求人に対して通知し、かつ、公表するものとする。

6 監査委員は、却下の決定をしたときは、請求人に対してその旨を通知するとともに、議会及び関係職員等に通知する。

(監査の実施)

第9条 監査委員は、請求に係る監査実施日程表を作成し、関係職員等からの事情聴取、関係書類の確認、閲覧及び照合等の方法により監査を行うものとする。

(弁明書等の提出)

第10条 監査委員は、関係職員等に対して請求書に対する弁明書及び弁明に係る証拠の提出を求めることができる。

2 監査委員は、必要があると認めるときは、関係職員等に対して随時、監査資料の提出を求めることができる。

(請求人の証拠の提出及び陳述)

- 第11条 監査委員は、請求人に対して法第242条第7項に規定する証拠の提出及び陳述の機会を付与する。
- 2 監査委員は、前項の規定による陳述の聴取を行うときは、陳述の日時及び場所を定め、請求人に対して通知する。
- 3 請求人の証拠の提出及び陳述は、別に定める住民監査請求における証拠の提出及び陳述等の取扱基準（以下「取扱基準」という。）に基づき行う。

(関係職員等の陳述)

- 第12条 監査委員は、法第242条第8項の規定による関係職員等の陳述の聴取を行うときは、陳述の日時及び場所を定め、関係職員等に対して通知する。
- 2 関係職員等の陳述は、取扱基準に基づき行う。

(関係人についての調査等又は学識経験者等からの意見聴取)

- 第13条 監査委員は、法第199条第8項の規定による関係人についての調査等を実施するときは、調査等の日時及び場所を定め、関係人に対して通知する。
- 2 関係人が代理人をして前項の規定による調査等に協力するときは、委任状（別記第2号様式）を提出するものとする。
- 3 監査委員は、法第199条第8項の規定による学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）等からの意見聴取を実施するときは、意見聴取の日時及び場所を定め、学識経験者等に対して通知する。
- 4 第1項の規定による調査等又は前項の規定による意見聴取の実施に係る傍聴、撮影及び報道対応等については、取扱基準を準用する。
- 5 第1項の規定による調査等又は第3項の規定による意見聴取を実施したときは、茂原市証人等に対する実費弁償等に関する条例（平成2年条例第14号）により、関係人若しくは代理人又は学識経験者等に実費弁償を行うものとする。

(監査結果の決定)

- 第14条 監査委員は、監査を終了したときは、合議により監査結果の決定を行うものとする。

(監査結果の通知及び公表)

- 第15条 監査委員は、前条の監査結果について、次のとおり処理するものとする。
- (1) 請求に理由があると認めるときは、議会又は関係職員等に対し、期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、勧告の内容を請求人に通知し、これを公表し、かつ、議会及び市長に通知する。
- (2) 請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を請求人に通知するとともに、これを公表し、かつ、議会及び市長に通知する。
- 2 請求受理後に却下の決定をしたときは、その旨を請求人に通知するとともに、議会及び関係職員等に通知する。

(措置結果の通知及び公表)

第16条 監査委員は、前条第1項第1号の規定による勧告を受けた議会又は関係職員等から措置の通知があったときは、請求人に措置の内容を通知するとともに、これを公表するものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。